

事務連絡
令和6年3月22日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

牛トレサ法の勧告・公表に係る指針の一部改正について【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課から、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」の勧告・公表に係る指針の一部改正について情報提供がありましたので、お知らせいたします。

【改正の概要】

法が施行されて20年以上が経過し、販売業者等に対する法の周知が進んでいることを踏まえ、より厳格な対応を行う観点から、勧告の例外としていた以下の2つの事項のうち、(1)を削除するなどの改正を行った。

1 勧告の指針

(略)

- (1) 個体識別番号等の表示がなされていないが、違反した販売業者等が直ちに改善する意思を示している場合
個体識別番号等を表示するよう指導する。
- (2) 法に定める遵守事項が遵守されていないが、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反した販売業者等が直ちに改善する意思を示している場合
遵守事項を遵守するよう指導する。

【新指針】(別紙)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000270674>

【参考：牛・牛肉のトレーサビリティ】

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/>

令和6年3月18日
農 林 水 産 省

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第4項並びに第16条第1項及び第2項の個体識別番号等の表示義務違反に係る同法第18条第1項、第2項又は第3項の勧告及び公表の指針

1 勧告の指針

個体識別番号等の表示義務に違反していると畜者、販売業者及び特定料理提供者（以下「販売業者等」という。）に対しては、次に掲げる場合を除き、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「法」という。）第18条に基づく勧告を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認されたときも勧告を行う。

〔指導を行う場合〕

個体識別番号等の表示義務違反が、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反した販売業者等が直ちに改善方策を講じている場合は、個体識別番号等の表示を是正するよう指導する。

2 公表の指針

法第18条に基づく勧告をした場合には、次の（1）から（3）までの事項を公表する。

ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に照らしても不開示と判断されるような例外的な事実があれば、公表しないこととする。

- （1） 違反した販売業者等の氏名又は名称及び住所
- （2） 違反事実
- （3） 勧告の内容

なお、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されているときには、勧告を行わなくても（1）及び（2）の事項を公表することができる。